

## 添付資料 5

### 福島県に対する質問と回答

2011年12月15日

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

以下の回答は、特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウが福島県庁各担当部局に2011年11月30日から12月5日にかけて電話にて質問し、それぞれ電話による回答を得たものである。電話聴き取りにて得られた回答内容を書面にとりまとめたものを福島県庁に送付し、県庁からの修正を取り入れ、12月15日までに県庁から下記回答について間違いないとの確認を得ている。

#### 一、食品の安全について

(質問事項)

産地ごとの(地域単位)米、野菜等の放射性物質の検出について、ベクレル値が毎日の様に、

新聞に公表されております。この検出数値は、どのようなサンプリングに基づき、どのような検査機器を用いて、どの部署が担当され検査をしているのでしょうか？

(回答:環境保全農業課 11月30日)

モニタリング調査は国と県が合同で行っており、サンプリングの主体は、県。(しかし、品目によって担当部署が異なる)

検出数値を調べているところは、大部分は郡山市内にある福島県農業総合センター。  
検査機器は、ゲルマニウム半導体検出器を使用している。

(質問事項)

米の放射性物質緊急調査を担当されていると思うが、どの様なサンプリング方法で調査を行っていますか。

(回答:水田畑作課 12月1日)

緊急調査の対象となっている地域のうち、福島市(旧小国村)については、地区内の稲作農家の全袋を検査対象として、1袋(30kg)から1検体を採取して検査しております。

また、特定避難勧奨地点が点在する地域等(3市21旧市町村)については、1戸1検体を原則とし、出荷量が50袋を超える場合には、50袋ごとに1検体を追加して検査しております。

さらに、米のモニタリング調査で放射性物質が検出された地域(29市町村 129旧市町村)も調査対象に加え、現在、サンプリング方法等について検討しているところです。

(質問事項)

野菜の放射性物質のモニタリングを担当されていると思うが、どの様なサンプリング方法で検出していますか？

(回答:園芸課 12月1日)

各品目の出荷前に調査している。園芸課は調査品目・採取地点・点数を指定し、出先機関へ通知する。出先機関はこれらを含めて各市町村、JA 等と品目等を調整のうえ決定する。

採取は、指定された畠（規模でいうと、5 アール、10 アールなど）に県職員が実際に赴き 600g～1kg をサンプリングし、農業総合センターに搬入し、農業総合センターの職員が測定する。

(質問事項)

キノコ、山菜の放射性物質のモニタリングを担当されていると思うが、どの様なサンプリング方法で検出していますか？

(回答:林業振興課 12月1日)

サンプル採取の地域に偏りを持たせないため、調べる品目・地域の決定は、県で行っている。基本的に500グラム以上を各検体ごとに採取する様にしている。

キノコ人工栽培:県が主体となり、基本1生産者から500グラムを取る。偏りなく採取するように、できるだけ全体から採取している。しかし、生産者の規模により、検体を採取する対象は大きく全体量が異なる(数百玉～数万玉まで)が、採取量は対象の全体量に関わらず同様の500グラム程度である。

野生:県から山に詳しい人にお願いし、サンプルをとってもらう。直売所にキノコを卸している人に頼むことが多い。山に詳しい職員が行う場合もある。基本的に 300 グラム以上を採取するようお願いしているが、採取できない場合もある。最低 200 グラムは採取するようお願いしている。

山菜:山に詳しい方や、職員が採取しにいく。明確な範囲の基準などはないが、大字単位でできるだけ偏りを持たない様に、群生している地域から取る。300～500グラム採取する。

(質問事項)

水産物の放射性物質のモニタリングを担当されていると思うが、どの様なサンプリング方法で検出していますか？

(回答:水産課 12月1日)

概要で言うと、週に1回検査し、一度の検体は100検体前後。農業総合センターで検査している。

<海面>

福島県の海域を9つに分けて、まんべんなくとれる様に毎週違う場所からサンプリング。漁具を

使用して採取し、小さいと数百個体、大きいと一、二個体から採取する。採取部位は、基本的に人が食べる部分。セシウムが筋肉に溜まるということも踏まえ、骨を食べない普通の魚は筋肉部分を、内蔵まで食べる魚は、内蔵ごとを検査部位としている。

調査主体：

- 一、県(調査船を使い採取。おそらく全体の5割以下)
- 二、漁業協同組合連合会(漁業協同組合連合会が、下部組織である漁業協同組合に依頼し、漁業協同組合が採取。それを、県が漁業協同組合連合会からもらう。)

<内水面>

一、河川湖沼

投網、さし網、釣りなどで採取。できるだけ色々な河川から採取できる様に考慮しながら、漁業共同組合に頼んで採取してもらっている。基本的に1河川につき月1回で採取。大きい川は隨時対応する様にしている。

二、養殖

各市町村につき、1カ所を採取。サンプリングにいく旨を該当業者に連絡し、採取する。採取部位などは海面と同じ。

(質問事項)

加工食品の放射性物質のモニタリングを担当されていると思うが、どの様なサンプリング方法で検出していますか？

(回答:保健福祉部食品衛生課 12月1日)

衛生研究所で、ゲルマニウム半導体検出器3台を使用し、測定している。

製造・加工所単位で、各品目1検体500グラムを採取している。食品衛生法に準じて全て厳しく検査している。元々あった食品衛生法の基準に準じているので、かなり基準は厳しい。暫定規制値を超過した加工食品については、自主回収や販売の自粛を要請している。

(質問事項)

福島県として食品の放射線検査の正確性を、モニタリング・チェックする体制はありますか？

(回答:環境保全農業課 11月30日)

検査体制としては、下記の様になっている。

一、測定数値については、測定をしている農業総合センター自体において、複数の職員により検証を行っている。

二、そこであがってきた数値を、オフサイトセンターで、数値の確認程度だがチェックしている。

※補足：毎日検査前に機器精度の確認を行った上、試料に異物が混入しないよう適正に取り扱っている。

(回答：オフサイトセンター放射線担当 12月1日)

\*国の機関のため県では確認出来ません。

- 一、測定をしている農業総合センター自体でのチェックしている。
- 二、そこであがってきた数値を、オフサイトセンターで、数値の確認程度だがチェックしている  
(回答:オフサイトセンター放射線担当 12月1日)

放射線の数値のチェックをしていると言わればしているが、オフサイトセンターは、現場確認をしているわけではなく、数値の間違いをチェックする程度である。あがってきた数値で、明らかにおかしい数値(例えば10000ベクレルになっている、等)を調べている。

(質問事項)

県としてどのような測定機器を何台持つて稼働させているのか。それが追加される予定はありますか。

(回答:環境保全農業課 12月1日)

11月18日時点での調査結果であるが、下記の様になっている。

県のゲルマニウム半導体検出器:27台保有。

内訳下記。

農林水産部:12台・農業総合センターで10台(内4台は経産省から借りている)。水産試験場で2台。(水産試験場の2台は今年度中に設置予定)

原子力センター:10台

衛生研究所 :3台

ハイテクプラザ:2台 郡山1台、会津1台

簡易分析器(NaIシンチレーション線スペクトロメータ):17台保有。

農林水産部:16台 県内各地に配置。

消費生活センター:1台 一般人の持ち込みに対応

二、放射能の測定について

(質問事項)

放射能の測定については、「この数値が高いのに行政が図ってくれない」「本当は年20ミリを超える地域なのに、避難指定してくれない」という声を福島市、郡山市で多数聞きました。

放射能の測定は、県、自治体、どこが責任を負っているでしょうか?

(回答: 福島県災害対策本部モニタリングチーム 12月1日)

放射線環境モニタリングについては、原子力発電所事故の影響が発電所周辺のみならず広域化したことから、文部科学省が調整を図りながら、国関係機関、県が実施している他、地域の住民の要請に応え、市町村が実施しているところもあるのが実状である。

いずれにしても、こうしたモニタリング結果を基に、国の原子力災害対策本部が避難区域の指定等の防護対策を決定し、自治体に指示しているところである。

(質問事項)

どこで放射能を定期的に測定するか、など測定する場所についてのスタンダードのようなものが県として確立されているのでしょうか？

(回答：) 原子力災害時には、原子力発電所周辺に設置したモニタリングポスト等で放射線測定を実施することとしている他、県内7方部の各地方振興局の所在地で放射線測定を実施することを定めているが、原子力発電所事故の影響が広域化したことから、県内全市町村で役場等、地域の方がよくわかる場所を選定し、毎日定期的に測定を行っている。

(質問事項)

自治体の行う放射線測定に対して、県としてチェックをする体制はあるのか。測定した値は、住民にどのように公表しているのか。

(回答：) 市町村が行う放射線測定については、県として特にチェックを行っていないが、放射線測定法の講習会の開催等により適正な測定が実施されるよう支援している  
また、市町村が測定した値については、それぞれの自治体でHPなどで公表しており、特に県への報告は求めておらず、県として公表することはしていない。

(質問事項)

自治体、県の行う放射線測定に対して、国としてチェックする体制はあるのでしょうか？

(回答：) これまで、文部科学省において、モニタリング指針や測定マニュアルを制定している他、各道県等は、文部科学省が行う放射線測定機関の精度管理事業に参加し、適正な環境放射線モニタリングが実施されるよう努めているが、現在、市町村のモニタリングについては、特に国において精度管理は実施していない。

### 三、健康調査について

(質問事項)

内部被ばく検査について、郡山、福島の住民から、公的な内部被ばく検査が実施されていないとの訴えを聴きましたが、県としての内部被ばく検査は、どのような人たちで進行しているのでしょうか？浜通りの市町村を優先させている、などの事情があるのかもしれません、今後どのような予定で内部被ばく検査を進めていくのか教えてほしいです。

(回答：地域医療課 12月1日)

現在、ホールボディカウンターの機器が非常に数少なく、公開した際に問い合わせなど殺到し対応できないため(福島県2台、茨城県4台。福島県は来年3月中旬に、7台に増やす予定)、窓口を設置しておらず、また測定予定を公開していない。

その上で、警戒区域の双葉郡を優先して調査している。福島での検査と、茨城の研究開発機構で、バス送迎をつけての検査で対応している。

今後の予定としては、福島県で購入し7台に増やして対応するほか、各市町村で検査機器を購入する予定も聞いているため、購入した市町村はそれで対応してもらうつもり。

1人の検査の所用時間は5、6分だが、不安に感じる人が多いため、検査に合わせて検査結果(測定単位の説明など)の説明を併せて実施している。その為、1日の1台の対応限界が40~50名程度である。

検査結果に関しては、県のHPにて公開している。

(質問事項)

尿検査や甲状腺の検査はどうか。

(回答：福島県立医科大学 県民健康管理調査事務局 12月1日)

甲状腺は計画公表されている。尿検査については、下記2通りでの対応を予定。

一、甲状腺検査において、追加検査が必要とされた方に対しては、2次検査という形で尿検査を実施。

甲状腺の検査については、発災時概ね18歳以下の県内居住者(県外避難者を含む)を対象として、現在、現状確認のための第一回目の甲状腺超音波検査を実施しているところであり、平成23年度は、避難区域等の市町村を対象に検査を行い、24年度以降25年度末を目途に、他の地域の市町村における検査を実施予定。26年度以降20歳までは2年に1回、20歳以降は5年に1回の検査を継続して実施予定。

二、避難区域等の住民に対し、通常の健診項目に加えて尿潜血検査を追加して実施する。

(質問事項)

新年度の小中学校、高校の健康診断において、内部被ばく、尿検査、甲状腺の検査等を実施

する予定はないのか。

(回答：福島県立医科大学 県民健康管理調査事務局 12月1日)

甲状腺の検査については、新年度も発災時概ね18歳以下の県内居住者(県外避難者を含む)を対象として、甲状腺超音波検査の第一回目を引き続き実施していく予定です。

(質問事項)

健康調査票では行動調査しかなく、体調を質問する項目がありませんが、どうしてでしょうか？

(回答：福島県立医科大学 県民健康管理調査事務局 12月1日)

現在進めている県民健康管理調査基本調査の目的は、3月11日～7月11日までの外部被ばくを推計する為の行動記録をとる為である。回答してもらった人のデータを千葉県の放射能医学総合研究センターで分析し、回答してくれた一人一人に対して、結果を回答する予定。

基本調査の結果、必要と認められた方には、通常の特定健診項目に加えて、白血球分

画などの項目を追加して健診を行う予定。

(質問事項)

避難、自主避難をしている人に対する内部被ばく検査、尿検査、甲状腺の検査はどのように実施されているのか。

(回答：福島県保健福祉部健康管理調査室 12月1日)

基本的に各市町村が、自主避難者の行き先を把握しており、それに基づいて、子どもや妊婦を優先させる様にしながら検査の案内をしている。検査の実施は県や病院で行う。県外において、福島県での検査実施が難しい人に関しては、滞在している県に頼んで検査をしていることもあります。新潟県では実際にその様に実施されている。甲状腺の検査については、発災時概ね18歳以下の県内居住者（県外避難者を含む）を対象として行う甲状腺検査は、県内の拠点施設や県外の医療機関等において実施していくよう体制の整備を行っているところです。

(質問事項)

他県で自主避難している人に対して、一部検査が実施されていないという苦情を聞きましたが、そのようなことがあるのか、確認させて下さい。

(回答：福島県保健福祉部健康管理調査室、福島県立医科大学県民健康管理調査事務局)

各自治体が自主避難者の行き先は基本的に把握しているが、一部把握していない場合がある。その場合は、こちらから連絡することが不可能な為、避難者からの連絡あれば、是非検査を受けてもらう様にしている。しかし、避難者から連絡がない場合には、案内の行かない人がいる可能性がある。

(質問事項)

今後の県の健康影響調査の計画の詳細を教えてほしい。

(回答：福島県保健福祉部健康管理調査室)

県民健康管理調査は、長期にわたり県民の健康を見守っていくこととしており、例えば、健康診査や甲状腺超音波検査など、継続して実施していくこととしている。

(質問事項)

今後、放射能に起因すると思われる疾病について、国または県として医療費を補助するなどの措置を取っていくのでしょうか？

(回答：福島県保健福祉部健康管理調査室 12月1日)

県として、放射線被ばくに起因すると思われる健康被害が将来発生した場合の保健・医療及び福祉にわたる総合的な援護にわたる措置を講ずるよう国に求めております。併せて、18歳以下の福島県民全ての医療費を無償にするよう、要望している。

#### 四、給食の安全性について

(質問事項)

給食の安全性についてはどのように確保しているでしょうか？給食センターに食品放射能測定器を導入している自治体、又は自校給食の学校で給食調理場に食品放射能測定器を導入している学校数を把握していらっしゃるでしょうか？これは、各自治体の対応であるのでしょうか？

(回答：教育庁学校生活健康課 12月5日)

全ての市町村に対しての現状調査はしておらず、給食における放射線測定器の導入状況について、全ては把握していない。新聞報道などのあった一部の市町村に対しては、電話により状況などを聞いている。

(質問事項)

すべての学校で給食の放射線測定が毎食について行える体制が確立されるべきだと当団体としては考えているが、国、県の第三次補正や来年度予算において、そのように拡充される見通しはあるのでしょうか？

(回答：教育庁学校生活健康課 12月5日)

国の第三次補正予算に於いては、給食の放射線測定について 17 都道府県で 1 億円の予算が計上されており、だいたい 1 県 5 台程度の測定器購入が見込まれている。本県では 12 月補正予算案として計上している。また、来年度予算においては、まだ詳しくはお伝えできない。